

【プレス公表資料】

平成19年8月24日
九州運輸局

長崎A地区（長崎県のうち離島を除く）のタクシー運賃改定について （自動認可運賃の公示）

1. 申請状況

(1) 申請期間：平成18年9月4日 ~ 平成18年12月4日

(2) 申請事業者数：法人85者、2,651両(当該地区全法人車両数の89.5%)
(参考) 当該地区の法人総事業者数115者、車両数2,963両
期間後に取下げした5事業者を除いた数値は80者、2551両

(3) 申請概要

増収率：15.7%~22.9%

初乗運賃（現行（小型車）560円（1.5km））
（普通車）：500円（0.95km）

・ラッキー自動車(株)他67者、2,496両(当該地区全法人車両数の84.2%)

加算運賃（現行（小型車）：80円（359m））
（普通車）：50円（179~195m）

・ラッキー自動車(株)他67者

(有)小浜観光タクシー他16者（155両）については、従来通りの車種区分（中小型車）申請が行われた。なお、申請内容は、車種区分を普通車に統合申請された事業者と同様である。

2. 改定（新自動認可運賃）の概要

(1) 増収率：10.93%

(2) 新旧自動認可運賃額（上限運賃額）

自動認可運賃（別添1）

（新）普通車	初乗	1.0km	500円	（改定率 11.09%）
	加算	193m	50円	
（旧）小型車	初乗	1.5km	560円	
	加算	359m	80円	
中型車	初乗	1.5km	590円	
	加算	277m	80円	

今回の改定に際して、中型車及び小型車の車種区分を普通車に統合。

収支実績及び推定収支（別添2）

新旧運賃比較表（別添3）

(3) 今回の査定の考え方

今回の運賃改定申請については、運転者の労働条件の改善が主要な理由のひとつとしてあげられていることを踏まえ、タクシーサービスの質を維持するためには運転者の労働条件について一定の水準を確保することが必要であることを勘案し、実績における運送収入に対する運転者人件費の割合を維持した上で健全な経営が成立する水準の運賃を設定するという考え方に基づき査定を行ったところである。

このため、今回の運賃改定の実施により、運転者の労働条件の改善が適切に図られるよう、長崎県タクシー協会に対して以下の各事項について指導をすることとしている。

運賃改定実施後において、上記の考え方に則って、各事業者において、適切に運転者の労働条件の改善措置を講ずること。

運賃改定の認可後、運転者の労働条件改善についての考え方を利用者に対して積極的に表明すること。

運賃改定実施後の然るべき時期において、運転者の労働条件の改善状況について、自主的にその実績を公表すること。その際、賃金水準のみならず、実質的な労働者負担の軽減や手当て類の創設等これに関連して講じた措置についても併せて公表すること。

3. 今後の予定

認可予定日：平成19年9月 7日（予定）

実施時期：平成19年9月14日（予定）

この発表についてのお問い合わせ：

九州運輸局自動車交通部旅客第二課 宮寄、月形、阿部 電話：092-472-2527

(別添1)

長崎の新自動認可運賃

車種 (改定率)	種別	距離制運賃		時間制運賃	時間距離併用制運賃 及び待料金
		初乗	加算		
特大車 (10.69%)	上限	1.0km 500 円	127m 50 円	30 分 2900 円	50 秒 50 円
	B	490 円	130m	2850 円	50 秒
	C	480 円	132m	2790 円	50 秒
	D	470 円	135m	2730 円	50 秒
	E	460 円	138m	2670 円	50 秒
	下限	450 円	141m	2610 円	55 秒
大型車 (11.09%)	上限	1.0km 500 円	133m 50 円	30 分 2800 円	50 秒 50 円
	B	490 円	136m	2750 円	50 秒
	C	480 円	139m	2690 円	55 秒
	D	470 円	141m	2640 円	55 秒
	E	460 円	145m	2580 円	55 秒
	下限	450 円	148m	2520 円	55 秒
普通車(注) (11.09%)	上限	1.0km 500 円	193m 50 円	30 分 1950 円	1 分 10 秒 50 円
	B	490 円	197m	1920 円	1 分 15 秒
	C	480 円	201m	1880 円	1 分 15 秒
	D	470 円	205m	1840 円	1 分 15 秒
	E	460 円	210m	1800 円	1 分 20 秒
	下限	450 円	214m	1760 円	1 分 20 秒

(注) 旧中型は改定率 6.17%。旧小型は改定率 11.44%。

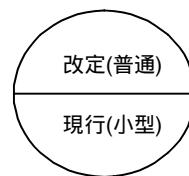
長崎A地区タクシー事業の収支実績及び推定収支(原価計算対象事業者20社)

金額の単位は千円

	17年度実績		19年度(平年度) 申請		19年度 査定		19年度 改定後	
	金額	構成比	金額	構成比	運賃改定前	構成比	運賃改定後	構成比
運送収入	7,436,453	97.62%	7,457,126	98.05%	7,478,008	97.64%	8,295,299	97.86%
運送雑収	19,696	0.26%	0	0.00%	19,696	0.26%	19,696	0.23%
営業外収益	161,408	2.12%	147,956	1.95%	161,408	2.11%	161,408	1.90%
計	7,617,557	100.00%	7,605,082	100.00%	7,659,112	100.00%	8,476,403	100.00%
人件費	5,098,043	63.81%	5,702,755	64.68%	5,579,926	65.83%	5,579,926	65.83%
運転者人件費	4,600,166	57.58%			5,078,547	59.91%	5,078,547	59.91%
(うち福利厚生者事業者負担分)	(578,433)	(7.24%)			(592,408)	(6.99%)	(592,408)	(6.99%)
その他人件費	497,877	6.23%			501,379	5.91%	501,379	5.91%
燃料油脂費	603,388	7.55%	816,504	9.26%	579,554	6.84%	579,554	6.84%
車両修繕費	187,702	2.35%	230,158	2.61%	187,487	2.21%	187,487	2.21%
車両償却費	154,278	1.93%	236,419	2.68%	167,719	1.98%	167,719	1.98%
その他運送費	574,506	7.19%	598,337	6.79%	566,600	6.68%	566,600	6.68%
一般管理費	838,988	10.50%	952,860	10.81%	861,968	10.17%	861,968	10.17%
営業外費用	49,290	0.62%	55,794	0.63%	49,600	0.59%	49,600	0.59%
小計	7,506,195	93.95%	8,592,827	97.46%	7,992,854	94.30%	7,992,854	94.30%
適正利潤	483,549	6.05%	223,712	2.54%	483,549	5.70%	483,549	5.70%
運送原価	7,989,744	100.00%	8,816,539	100.00%	8,476,403	100.00%	8,476,403	100.00%
収支差(利潤込)	372,187		1,211,457		817,291		0	
収支率(同)	95.34%		86.26%		90.36%		100.00%	
所要増収額	372,187		1,211,457		817,291			
(所要)増収率	5.00%		16.25%		10.93%			

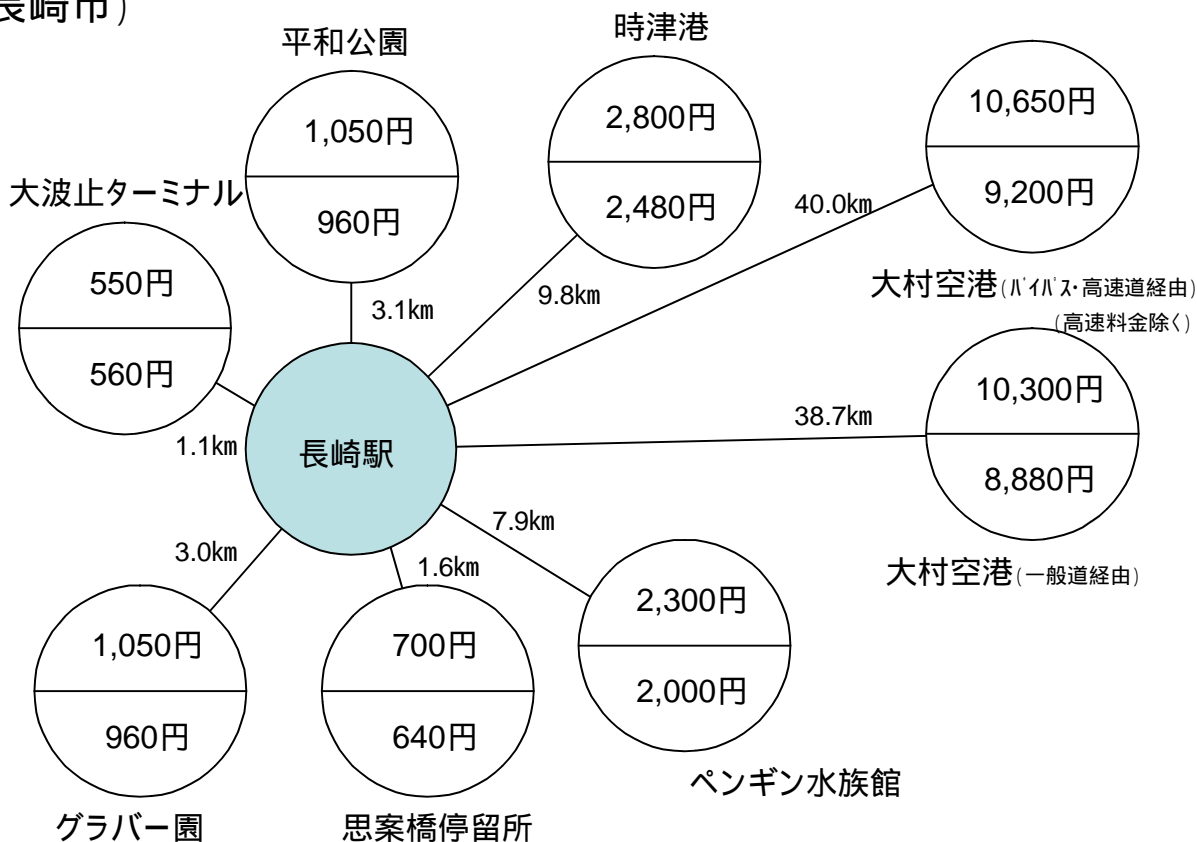
現行上限運賃と改定上限運賃の比較例

- (注) 1. 距離制運賃の比較である(遠距離割引は適用しない)。
2. 距離と目的地の関係は目安である。
3. 時間距離併用運賃が加算された場合はこの額よりも高くなる。
4. 深夜早朝割増の時間帯を除く。
5. 今回の改訂により、小型車は中型車とともに普通車と区別される。



(メーター表示額)

(長崎市)



(佐世保市)

